③	研究用	構築物	東京都板橋区	1,406,692円
④	構内住宅	建物	茨城県筑波市	22,324円
⑤	研究用	機械装置	兵庫県神戸市	3,467,402円

2）使用しないという決定を行った場合及び、当該資産の使用可能性を著しく低下させる変化が生じた場合における注記

上記資産①～③について、平成24年８月９日開催の理事会議において、次期中期計画期間中に処分することを決定しましたが、使用しなくなる日が翌事業年度以降のため、減損の兆候はありますが、減損は認識しておりません。なお、使用しなくなる日が次期中期計画期間中となっているという特定であって、使用しなくなる日における具体的な帳簿価額、回収可能サービス価額、減損見込み額の算出が不可能なため、表示しておりません。

上記資産④について、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月行政改革担当大臣決定）」により今後５年を目途に見直す旨の決定がありましたが、使用しなくなる日が翌事業年度以降のため、減損の兆候はありますが、減損は認識しておりません。なお、使用しなくなる日が今後５年を目途にとなっているという特定であって、使用しなくなる日における具体的な帳簿価額、回収可能サービス価額、減損見込み額の算出が不可能なため、表示しておりません。

上記資産⑤について、使用機会が減少しており、当初の予定と比較して著しく稼働が減少していますが、保守管理が経常的に行われており、かつ、将来の使用稼働が確実に見込まれているため、減損の兆候はありますが、減損は認識しておりません。

２．資産除去債務に関する事項

当研究所は、貸借契約に基づく事業所等の退去時における原状回復義務を有していますが、当該債務に関する貸借資産の使用期間が明確でなく、また、契約条項に基づき原状回復義務が免除される可能性もあり、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

３．運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額

360,090,646円

４．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額

18,000,436,910円

Ⅲ．損益計算書

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、7,419,791円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,341,219,344円であります。

Ⅳ．キャッシュ・フロー計算書

１．資金の期末残高の貸借対照表別の内訳

現金及び預金	19,910,467,706円
定期預金	△ 8 ,000,000,000円
資金期末残高	11,910,467,706円

２．重要な非資金取引

無償譲渡等による資産の取得	1,257,918,019円
ファイナンス・リースによる資産の取得	152,311,055円
	1,410,229,074円

Ⅴ．行政サービス実施コスト計算書

国等からの出向者に係る退職給付

行政サービス実施コスト計算書の引当外退職給付増加見積額のうち、国等からの出向職員に係るものは4,562,390円であります。

Ⅵ．金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当研究所は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

また、営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日です。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	19,910,467,706	19,910,467,706	—
⑵買掛金	(4,908,718,700)	(4,908,718,700)	—
⑶未払金	(9,304,078,781)	(9,304,078,781)	—

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　買掛金、⑶　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

Ⅶ．不要財産に係る国庫納付等

１．不要財産としての国庫納付を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

番号	用　途	種　類	場　所	帳簿価額
①	事務所用地	土地	東京都文京区	695,000,000円
②	事務所	建物	東京都文京区	0円
			合　計	695,000,000円

２．不要財産となった理由

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月の閣議決定）により、次期中期目標期間中に処分する旨の決定があったため、平成22年度に処分を行いました。

３．国庫納付等の方法

金銭納付

４．譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

譲渡収入の額　1,588,888,889円

５．国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

該当無し

６．国庫納付等の額

1,552,021,023円（国庫納付）

36,721,306円（地方公共団体出資及び民間出資に係る払戻し）